

ハ 給付日数（原則）

（イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

（ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日	90 日	120 日	150 日	

（ハ）就職困難な者（障害者等）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

二 給付日数（特例）

（イ）訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成 19 年度末までの暫定措置として、35 歳以上 60 歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

（ロ）広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

（ハ）全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率 4 % 超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 50 日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日以上印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第 1 級	7,500円	11,300円以上
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第 3 級	4,100円	8,200円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,915 円（60 ～ 64 歳は 4,770 円）を上限とする。）の 30%相当額が支給される。

ロ 再就職手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の 30 %に基本手当日額（5,915 円（60 ～ 64 歳は 4,770 円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45 歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロ